

財務 VOL.29

非常に優遇された「雇用促進税制」のご紹介

今年度の税制改正で注目されるものの一つに「**雇用促進税制**」があります。一定の要件を満たせば、**従業員が1人増えるごとに税額が20万円下がりますが、事業年度初めに手続きが必要**なため、それを欠くと、要件を満たしていながら制度の恩恵を受けられないことになります。

そこで、このような“取りこぼし”がないよう、今回は「**雇用促進税制**」について詳しくご紹介させていただきます。

なお、大企業と中小企業で異なる部分がありますが、今回は中小企業に絞ってご説明いたします。

※今年4月以降に事業年度を開始している法人は既に受付が開始されておりますので、お急ぎ下さい。

1. 制度の概要

この制度は一定の要件を満たした場合に、**雇用者増加数1人当たり20万円の税金が軽減(税額控除)**されるというものです。ここでいう「雇用者」とは雇用保険の一般被保険者で、**正社員だけでなく、雇用保険に加入しているパート・アルバイトも対象となります**(法人の役員、事業主の親族等は対象となりません)。ただし、税額控除を受けられるのは、**当該事業年度の法人税・所得税額の20%が上限**です(所得税は事業所得に係る税額を基に計算し、給与・不動産等の他の所得は除く)。

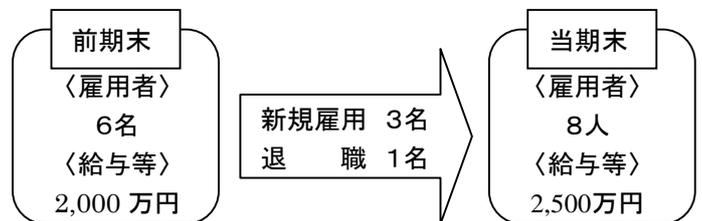
制度の適用期間は、法人では平成23年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度、個人事業では平成24年から平成26年までの暦年です。

2. 適用を受ける要件

適用には、以下の要件を全て満たさなければいけません。

- ① 青色申告書を提出する事業主であること
- ② 前期及び当期に、事業主都合による離職者がいないこと
- ③ **基準雇用者数 ≥ 2人**
基準雇用者数とは、「当期末の雇用者の数－前期末の雇用者の数」によって求めます。
- ④ **基準雇用者割合 ≥ 10%**
基準雇用者割合とは、「基準雇用者数÷前期末の雇用者の数」によって求めます。
- ⑤ **当期の給与等支給額 ≥ 比較給与等支給額**
比較給与等支給額とは、「前期の給与等支給額＋(前期の給与等支給額×基準雇用割合×30%)」によって求めます。
- ⑥ 風俗営業を営む事業主ではないこと
- ⑦ 設立・解散の日を含む事業年度ではないこと

《イメージ図》



基準雇用者数: 8人－6人＝2人 ≥ 2人

基準雇用者割合: 2人÷8人＝25% ≥ 10%

給与等支給額 ≥ 比較給与等支給額:

2,500万 ≥ 2,000万 + (2,000万 × 25% × 30%) = 2,150万

3. 適用を受けるための手続き

「**雇用促進税制**」は法人税、所得税に関わる制度ですが、雇用保険が関係するために税務署だけでは手続きが完結せず、

①ハローワークにも書類を提出する必要があります。

まず、**事業年度開始後2ヶ月以内**にハローワークに「**雇用促進計画**」という書類を提出します。「**雇用促進計画**」は労働者の目標増加数、募集・採用時期などを記入する2枚の用紙ですが、これを提出しても、**その計画通りに従業員を雇用する義務はなく、ハローワークなどを通じて求人かける必要もありません。また、達成できなかった場合のペナルティなどもありません。**

※今年4月1日から8月31日までに事業年度を開始した法人は、特例措置として10月31日まで提出期限が延長されています。

②「**雇用促進計画**」は、受付印を押して返却されます。

③**事業年度終了後**、先ほどの要件を満たしていた場合には、その「**雇用促進計画**」に雇用者の増加等の達成状況を追記して、ハローワークに再度提出して確認を求めます。

④確認後、提出書類がハローワークから返送されますので、それを税務申告書類に添付して税務署へ提出致します(確認に約2週間を要すると見込まれますので、税務署への提出に間に合うよう、適用要件を満たす場合には早めにご提出下さい)。

終わりに

以上、「**雇用促進税制**」のご紹介をさせていただきましたが、貴院の新規雇用計画が適用要件を満たしているかどうか、判定をご希望の場合には、ぜひお気軽にお申し出下さい。

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、ぜひお問合せ下さい。

また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。

★ 詳しくは、[医院経営 解決Navi](#) [検索](#) をご覧下さい!!